

記入例

日本貸金業協会会長 殿 平成 23 年 2 月 1 日

氏名 日本 太郎 (日本)

主任者登録抹消申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録の抹消を申請します。

フリガナ	ニホン	タロウ	※整理番号 (記入不要です)	
氏名	姓 日本	名 太郎		
生年月日	①昭和 2大正 ②昭和 4平成	30年 4月 1日	性別	①男 2女
郵便番号	176-1234			
フリガナ	トウキョウ	ネリマク	オオゾウ	
住所	東京 練馬区 大倉 3-2-1			
	・ ヴィラージュシノ 302			
フリガナ	シズマカワシ	シズマカワシ	アオイグ	
本籍	静岡県 静岡市 葵区 小倉 1-2-3			
電話番号	03-1234-5678			
登録年月日	平成 22 年 1 月 10 日			
登録番号	K 0 1 2 3 4 5 6 7 8			
業務に従事する貸金業者に関する事項	商号又は名称	株式会社 貸金クレジット		
	登録番号	関東 財務 局長 () 第 〇〇〇〇 号		
抹消の理由				
日中連絡先電話番号	090-1234-5678			

日付 (申請日) 記入、署名押印

氏名、住所、本籍、登録番号、貸金業者名等、主任者登録をされている内容と同じ内容をご記入ください。

平日の日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

主任者登録を抹消する理由をご記入ください。

②申請方法：各自で封筒を用意し、表面に「登録抹消申請書在中」と朱書きで明記し、申請書類を下記申請受付窓口宛に送付してください。

申請の窓口が、初回登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

申請受付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課

※申請書類未着については、当協会では一切責任を負えませんので、申請者本人が後日直接郵便局に事実確認できるように、必ず簡易書留で郵送してください。

※協会本部および支部への持参は一切受けいたしません。

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、申請を受理できませんので、十分にご注意ください。特に、署名押印漏れにはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、申請を取消し、申請書類を返送 (郵送にかかる費用は申請者負担) いたします。

③貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を主任者の登録している住所宛 (居所を登録している方は居所宛) に、発送いたします。

5 死亡等の届出

(1) 死亡等の届出の概要

以下の事項に該当するに至った場合は、当該主任者または届出義務者は、下記の通り届出を行われなければなりません。

届出事項	届出者	届出する時期
死亡	相続人	事実を知った日から30日以内
法第24条の27第1項第1号	後見人または保佐人	該当することになった日から30日以内
法第24条の27第1項第2号	主任者本人	
法第24条の27第1項第3号から第6号		

※届出事項の法律条文は、5 ページ「登録の拒否要件」をご参照ください。

(2) 申請の種類

死亡等の届出方法は、郵送申請になります。

(3) 郵送申請

①届出書類の準備：死亡等届出書（綴込書式）に必要な事項を記入、**署名押印**しご準備ください。（下記記入例を参照）

届出事項により届出に必要な添付書類をご準備ください。

届出事項	届出者	届出書類	添付書類
死亡	相続人	貸金業務取扱主任者 死亡等届出書 (綴込書式)	住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書・死亡検案書等届出事項を証明する公的書類
第24条の27第1項第1号	後见人または保佐人		登記事項証明書等届出事項を証明する公的書類
第24条の27第1項第2号	主任者本人		身分証明書等破産者であることを証明する公的書類
第24条の27第1項第3号から第6号			運転免許証・住民基本台帳カード・外国人登録証明書・パスポート・保険証等の公的書類の写し

記入例

平成 23 年 2 月 1 日

届出者 住所 東京都練馬区大倉 3-2-1
ウイラージュン / 302

氏名 日本 太郎 日

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

<small>貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出人との関係</small>	<input checked="" type="radio"/> 相続人 2. 本人 3. 後见人 4. 保佐人
<small>届出の理由</small>	<input checked="" type="radio"/> 死亡 2. 法第24条の27第1項第1号 3. 法第24条の27第1項第2号 4. 法第24条の27第1項第3号 5. 法第24条の27第1項第4号 6. 法第24条の27第1項第5号 7. 法第24条の27第1項第6号
<small>貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者の氏名</small>	日本 太郎 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 2. 女
<small>生年月日</small>	昭和 30 年 4 月 1 日
<small>登録年月日</small>	平成 22 年 1 月 10 日
<small>登録番号</small>	K O I 2 3 4 5 6 7 8
<small>本 籍</small>	静岡県静岡市葵区小倉 1-2-3
<small>住 所</small>	東京都練馬区大倉 3-2-1 ウイラージュン / 302
<small>業務に従事する(又はしていた)貸金業者に関する事項</small>	商号又は名称 株式会社 貸金クレジット 登録番号 関東 財務 局長 () 第 〇〇〇〇〇 号
<small>届出事由の生じた日</small>	平成〇〇年 〇月 〇日

(記載上の注意)
1 「貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当するものの番号に○を付けてください。
2 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記してください。

届出者日中連絡先電話番号 **090-1234-5678**

日付記入、届出者の**署名押印**

住所について
※届出者が本人以外の場合（下記「届出人との関係」が「2」以外の場合）は届出人の現住所をご記入ください。

該当するものの番号を○を付けてください

主任者の氏名、登録番号等の情報を記入

届出する事由が生じた日を記入

届出者の平日の日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

②届出方法：各自で封筒を用意し、表面に「届出書在中」と朱書きで明記し、届出書類を下記届出受付窓口宛に送付してください。

届出の窓口が、初回登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

**届出受付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル
日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課**

※届出書類未着については、当協会では一切責任を負えませんので、届出者本人が後日直接郵便局に事実確認できるように、必ず**簡易書留**で郵送してください。

※協会本部および支部への**持参は一切受付いたしません。**

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、届出を受理できませんので、十分にご注意ください。特に、**署名押印漏れ**にはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、届出を取消し、届出書類を返送（郵送にかかる費用は申請者負担）いたします。

- ③届出受理後、貸金業務取扱主任者登録簿から主任者登録が抹消されます。その後、「登録抹消通知」を主任者本人が届出者の場合は、登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に、主任者本人以外からの届出の場合は、届出書の記載住所宛に発送いたします。

6 「マイページ」の登録

(1) 「マイページ」の概要

協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・登録・講習」に主任者用の「マイページ」を設置しています。インターネットを使用できる環境をお持ちの主任者の方で、ご自身のメールアドレスをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。

※携帯のメールアドレスはご利用できません。またhotmail、yahooメール等のフリーメールアドレスのご利用はフリーメール運営者による受信メール制限等により、メールが未着になることがありますので、フリーメール以外のメールアドレスをご利用ください。

「マイページ」に登録することにより、インターネットで以下の申請および情報提供の入手ができるようになります。

項目	内容	参照ページ
主任者登録変更の申請	氏名の変更を含まない、住所（居所）、本籍地の変更および貸金業者の変更の申請ができます。24時間受付をしており、申請に係る添付書類は不要で、申請書類の郵送費用もかかりません。	27ページ 35ページ
主任者に関する情報の提供	・主任者登録の有効期限満了に伴う登録講習受講のご案内・登録更新のご案内 ・その他、主任者に関する情報のご案内	—

(2) 登録方法

登録には「登録完了通知」に記載の「登録番号」と「登録完了通知」に同封されている「マイページ用パスワード」が必要になります。

登録方法およびインターネット上で行う各種操作については、協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・登録・講習」に掲載していますので、ご確認ください。

「マイページ用パスワード」は他人に知られないように、ご自身で管理してください。

(3) メールアドレスの変更

「マイページ」にログインして、「メールアドレスの変更」から、変更を行ってください。変更がない場合、「登録更新のご案内」等の書類がお届けできません。

主任者登録情報に変更があった場合は、27ページ「主任者登録変更の申請」をご参照ください。

7 主任者登録に係る個人情報の開示について

協会が保有する貸金業務取扱主任者登録簿に係る個人情報は、開示請求手続きにより開示いたします。開示についての詳細は、協会ホームページをご覧ください。

(1) 開示請求できる方

- ・主任者登録申請者（本人又は代理人）
- ・主任者（本人又は代理人）
- ・主任者であった方（本人又は代理人）

(2) 開示する情報

- ・登録申請を受理した者で主任者登録を完了していない者に関し保有する情報
- ・主任者登録簿に記載された情報及び当該者に関し保有する情報
- ・主任者であった者に関し保有する情報

※開示する情報はいずれも電磁的記録媒体にデータ入力している情報に限ります。